



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

環境アセスメントに係るお知らせ

平成31年1月16日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき（仮称）港町プロジェクトに係る事後調査報告書（供用時その1）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> 京浜急行電鉄株式会社 取締役社長 原田 一之 東京都港区高輪2丁目20番20号 大和ハウス工業株式会社 東京本店 支配人 出倉 和人 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
	指定開発行為の名称	(仮称) 港町プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第2種行為） 住宅団地の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区港町1番ほか
	指定開発行為の目的	共同住宅等の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約44,380㎡（工業地域、一部市街化調整区域） 建物高さ：約97.0m 延べ面積：約162,570㎡
	事後調査の項目等	風害
環境影響評価の手続経過	<p>平成19年 4月11日：条例環境影響評価準備書公告 平成19年 6月22日：条例見解書公告 平成19年10月31日：条例環境影響評価審査書公告 平成19年12月26日：条例環境影響評価書公告 平成25年 5月29日：事後調査報告書（工事中）公告</p>	
縦覧のお知らせ	縦覧期間	<p>期 間：平成31年1月16日（水）～平成31年2月14日（木） 土曜日、日曜日及び祝日は除く。 時 間：午前8時30分から午後5時 上記期間中、本市ホームページにて事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</p>
	縦覧場所及び縦覧時間	川崎区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 午前8時30分から午後5時まで
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 意見書を提出できる期間： 平成31年1月16日（水）から平成31年2月14日（木）まで （郵送の場合は、平成31年2月14日消印有効） 提出先：環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 提出方法：提出先まで郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマットにて御提出ください。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=3397 意見書の用紙は、各縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。また、記載いただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
	問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156